

青森県立保健大学
動物実験における災害対策マニュアル

※本マニュアルにおいて「災害」とは、火災、地震・津波、台風、豪雨、豪雪等をいう。
また、停電時においても、本マニュアルに準じて対応することとする。

原則：動物が逸走しないように扉を閉めて避難する（施錠しない）。

I. 動物実験実施者及び飼養者用の災害対応マニュアル

1) 初期対応

- ・自身の避難経路を確保する。
- ・身体的安全確保を行い、災害規模が小さければ初期消火等を行う。

2) 実験中の動物への対応

- ・実験中の動物はケージに收容し、床あるいは飼育棚に戻す。
- ・麻酔下で手術中の動物については必要に応じて安楽死処置する。

3) 使用中の機器への対応

- ・運転を緊急停止する。

4) 使用中の薬品への対応

- ・落下しないよう床に置く等の対処をする。
- ・発火性・爆発性のある薬品については適切に対処する。

5) ガス・電気・水道・酸素への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

6) 飼養保管施設及び実験室（以下、「施設等」という）からの脱出

- ・脱出時には動物の逸走がないよう必ず扉を閉める。

7) 災害発生の通報

- ・大声で事態を人々に知らせ、防災センターに連絡する（外線017-744-1215、内線2111）。
- ・防災センターは動物実験委員会事務担当課（キャリア開発・研究推進課）に連絡する。
- ・動物実験委員会担当事務は実験動物管理者、動物実験実施者及び動物実験関係者に連絡する。

8) 施設外への脱出

- ・近くの扉から脱出する。
- ・脱出時には、動物に逸走防止のため開けた扉は必ず閉める。避難経路の確保が困難と判断した場合はやむを得ない。

9) 実験動物管理者への状況報告

- ・後日、実験中の動物に対する対応等について実験動物管理者へ報告する。

10) 災害後の機器の点検

- ・施設等の安全確認後、各実験実施者が所有している機器を点検し、正常運転が不能な場合は動物飼育室外に持ち出す。

- ・動物飼育室内の整備等の理由により、実験動物管理者が機器の持ち出しを要請した場合は、すみやかに持ち帰る。

11) 災害後の動物の確認と安楽死

- ・施設等の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、適切に対処する。

- ・災害の規模が大きく全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、実験動物管理者と協議の上、実験動物を安楽死処置する。

12) その他

- ・夜間に動物飼育室や実験室を使用する場合は、停電を想定して懐中電灯等を用意する。

II. 実験動物管理者用の災害対応マニュアル

1) 飼育中の動物が適切に対応されているかを確認する。

2) 運転中の機器が適切に対応されているかを確認する。

3) ガス・電気・水道の元栓が閉まっているかを確認する。

4) 飼育室の扉が閉まっているか確認する。

5) 災害発生時の連絡等

- ・担当事務員は実験動物管理者に連絡する。

- ・実験動物管理者は災害の状況を確認し、実験実施者に適切な指示を行うとともに動物実験委員会担当理事に報告する。

6) 勤務時間外の場合

- ・可能な限り出勤し、II. 1)～5)を実施する。

III. 復旧マニュアル（実験動物管理者及び動物実験実施者用）

1. 災害発生から1週間以内に行うもの

1) 被害の把握

- ・実験動物管理者及び動物実験責任者の出勤の可否を確認する。

- ・被害状況の概要を把握する。

2) 飼育動物の状況確認及び処置

- ・動物実験実施者は飼育室外への動物の逃亡の有無を確認し、逃亡している場合は実験動物管理者と情報を共有する。

- ・飼育室外へ動物が逃亡している場合、実験動物管理者は、学内関係部局に周知するとともに、必要に応じ関係する機関に連絡をする。

- ・飼育室外へ逃亡した動物を発見した場合、直ちに捕獲・収容する。

- ・扉を閉める等、施設外への逃亡防止策を講ずる。

- ・飼育室内に逃亡した動物は、直ちに捕獲・収容する。

3) 動物飼養の判断・継続

- ・動物の飼養が可能かどうかを管理者（管理者不在時は、原則として実験動物管理者）が判断する。
- ・飼育の継続が可能と判断した場合は、給餌・給水体制を確立し、適切な方法で飼育を行う。
- ・最低限の動物用飲用水の確保に努める。
- ・飼育装置等が移動している場合には、飼育装置を正規の位置に戻す。
- ・地震発生当日は、給餌・給水および安全の確保を目的とした移動にとどめる。
- ・飼育器材や衛生器材を点検する。
- ・使用可能な物資等の数、飼料、床数等の在庫を確認し、必要に応じて実験責任者に発注を促す。
- ・飼育装置の汚物処理、飼育器機、飼育室、通路などの清掃・消毒用の雑用水（衛生処理用水）を確保する。

4) 飼育・実験の中止

- ・動物の飼育あるいは実験の継続が困難と判断した場合及び動物の存在が人および他の動物に有害であると判断した場合、もしくは動物に著しい苦痛が及ぶと予測される場合は、青森県立保健大学動物実験規程の趣旨並びに、「動物の殺処分方法に関する指針」に従って動物を安楽死処置することを検討する。
- ・安楽死の実施は、管理者（管理者不在時は、原則として実験動物管理者）が、実験責任者等と協議し決定する。
- ・動物屍体保管設備を確認する。
- ・実験計画の変更・中止等の迅速対応を可能にするために諸手続きの簡略化・事後処理の容認、迅速・簡易検査の適用、動物飼養に必要な物資等の保管・使用許群範囲の緩和等を検討する。

5) 関連部局との連携

- ・学部、事務局等関連部局と情報を共有し、連携を図る。

6) 公私立大学動物実験施設協議会および文部科学省への状況報告

- ・地震発生当日あるいは翌日には一報を入れる。

2 災害発生一週間後以降に行うこと

1) 施設内空調管理

- ・施設の冷暖房は、復旧に時間を要する可能性が高いことから、冬期や夏期には、飼育室の温湿度の変化に注意する。
- ・室温を監視し、応急の措置について協議する。飼育室扉の開閉、窓の開閉その他室温の変化を抑える等の臨機な措置を講ずる。

2) 飼育管理体制への立て直し

- ・長期化に備え、給水機内タンク以外からの飲用水補充を手配する。
- ・飼料の発注を実験責任者に促す。
- ・飼育装置の汚物処理、飼育器機、飼育室、通路などの清掃・消毒用の雑用水（衛生処理用水）を確保する。

- ・汚物処理、飼育室の清掃・消毒等の衛生管理を行う。
 - ・飼育設備の位置調整・修理、復旧を行う。
- 3) 施設機能の回復
- ・被害状況リストを作成し、対応措置を部局長等に要求する。
 - ・動物実験委員会等を開催し、被害状況、現在の飼育管理体制の報告、復旧方針の確認・了承、実験遂行の可否等の審議を行う。
- 4) 断水・ガスの供給停止が長期化する場合の飼育管理
- ・ケージ交換は、必要最小限にとどめる。
 - ・全動物を床敷飼育にし、ケージに床敷を多量に入れて、ケージ交換は行わずに床敷交換のみを週一回実施する。
 - ・給餌は、在庫の飼料を考慮して必要最小量だけ給与する。
 - ・研究者に不要不急の動物の安楽死の検討を依頼する。
- 5) 機器等の復旧措置
- ・機器等の被災状況を調査・点検し、可能なものから復旧に取り掛かる。急な通電等に伴う事故を回避するために、復旧する前には、予め電源・元栓等が、確実に切られていることを確認しておく（安全な場合には目視だけでなく触って確認する。）

参考．施設及び管理者一覧

青森県立保健大学動物実験規定における施設等	部屋名	実験動物管理者
飼養保管施設	C棟2階実験動物飼育室1および2	七島直樹
実験室	C棟2階生理学実験室	七島直樹
実験室	B棟3階基礎実験室	李 相潤